

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案(第19条の18関係)
規制の名称	特定技能所属機関による届出義務
規制の区分	新設
主管部局・課室	出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課
評価実施時期	令和6年3月
事前評価時の想定との比較	<p>【課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無】 事前評価後、現時点においては課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。</p> <p>【事前評価時におけるベースラインの検証】 事前評価後、現時点においては課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じておらず、ベースラインに変更はない。</p> <p>【規制(緩和)を継続する必要性】 規制の事前評価後、現時点においては当該規制の必要性に大きく影響を与えるような社会経済情勢や科学技術の変化は特段認められなかった。よって、本規制の目的である特定技能外国人の適正かつ安定した在留活動の確保のため、特定技能所属機関による届出義務の必要性は引き続き認められる。</p>
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	
(遵守費用)	<p>【「遵守費用」の把握】 [事前評価時の測定指標] 特定技能所属機関に義務付けられている各種届出について、定められた様式により届け出る制度であり、新たに発生する遵守費用は限定的であると考えられる。</p> <p>[遵守費用] 特定技能所属機関が届出を行う際、届出様式への記載及び提出に係る費用が発生するものと考えられる。</p> <p>[費用推計との比較] 届出に係る費用については、事前評価時点において、遵守費用を定量化していないため、事後評価時点と比較することはできない。</p>
(行政費用)	<p>【「行政費用」の把握】 [事前評価時の測定指標] 特定技能所属機関に義務付けられている各種届出について、定められた様式により届け出る制度であり、新たに発生する行政費用は限定的であると考えられる。</p> <p>[行政費用] 特定技能所属機関が届出を行う際、職員が、届出内容の確認、内容に応じた指導、届出内容の入力作業等を行うに当たっての事務コストが発生するものと考えられる。</p> <p>[費用推計との比較] 届出に係る費用については、事前評価時点において、行政費用を定量化していないため、事後評価時点と比較することはできない。</p>
(効果)	<p>【効果(定量化)の把握】 [効果] 本規制の効果について、一定の事項の届出を義務付けることにより、当局が特定技能外国人の活動内容等を確認することができるため、これを端緒として人権侵害や法令違反等を把握し、特定技能所属機関に対して、是正措置を必要に応じて講じることが可能となっていることから、外国人の適正かつ安定した在留を確保することに資する。</p> <p>[効果予測との比較] かい離はない。</p>
(便益(金銭価値化))	<p>【便益(金銭価値化)の把握】 [便益] 本規制の効果について、行政処分等の件数は把握できるものの、特定技能制度開始と同時に当該規制も導入されていることから、当該規制が存在しない場合との比較ができず、その金銭価値化については困難である。</p> <p>[便益推計との比較] かい離はない。</p>
(副次的な影及び波及的な影響)	<p>【「副次的な影響及び波及的な影響」の把握】 [副次的及び波及的な影響] 副次的な影響及び波及的な影響は把握されていない。</p> <p>[費用推計との比較] かい離はない。</p>
考察	<p>上記のとおり、遵守費用及び行政費用として一定の費用が生じているものの、その費用はいずれも限定的なものである。他方、特定技能所属機関による届出が確実に行われることで、届出を端緒とした不正行為等の把握を行い、欠格事由の認定につなげるなどの間接的効果もあり、特定技能外国人の適正かつ安定した在留活動の確保が図られている。以上から、本規制による費用は限定的であるが、一定の効果が認められることから、本規制を継続することが妥当であると認められる。</p>
備考	